平成２７年（フ）第４０５号
東京都町田市成瀬４丁目９―30―201
債務者　村田　久美
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１１号
東京都江東区亀戸９丁目５―20―702
債務者　平田　庄二
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１６号
東京都葛飾区東新小岩７丁目11―３　スカイピア新小岩Ⅱ205
債務者　竹内　隆治
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１９号
岡山市北区延友28番地オカザキコーポ101号、住民票上の住所岡山県総社市西郡880番地６
債務者　中山　和雄
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９９０号
東京都調布市国領町８丁目１番地35都営調布くすのきアパート６―1107号
債務者　松本　政基
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５５１２号
大阪市西区北堀江４丁目２番24―1407号
債務者　細川　夕希
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５７７号
大阪市都島区都島中通１―16―15　ミリオンハウス502、住民票上の住所兵庫県宝塚市口谷東３丁目８番１―407号
債務者　小平　直人
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２号
熊本県八代市松江町237番地５　竹下アパート201号
債務者　寺川久留美（旧姓高丸）
1　決定年月日時　平成27年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月16日午後２時
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第４７８号
静岡県浜松市中区高丘西３丁目15番７号　ハイツサンロードＢ201号、前住所静岡県浜松市中区高丘西３丁目８番14号
債務者　内藤京子こと　李　　明子
1　決定年月日時　平成27年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続終結

平成２５年（フ）第３４３号
宮城県塩竈市新浜町３丁目30番地の30
破産者　有限会社安全物流
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２４２号
名古屋市瑞穂区桃園町６番19号
破産者　笠井鍛工株式会社
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３２３号
大阪市西区京町堀１丁目７番12号
破産者　浅野化学産業株式会社
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８６号
北海道夕張郡栗山町字継立270番地
破産者　鵜川商事株式会社
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第１４０号
東京都国分寺市東恋ヶ窪６丁目16番地11
破産者　香木　信紀
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５５３号
愛知県豊田市猿投町池田81番地82
破産者　有限会社アンドウエキスプレス
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第５１５号
兵庫県尼崎市南清水22番２号　アルファ南清水４―303号
破産者　鈴木　良三
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３１号
岡山市北区幸町３番27号
破産者　有限会社ビボックス
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部